



3219

114
A 1978

新法を奉るに付ての稟帖

租税助 若山儀一

大正十一年四月
隈侯爵邸寄贈

客冬年報中ニ関申仕假通り草税説の全局を結
ぶに頗る時日を靡し申届く^九に付課員松浦氏不
囑し其要領を抄記せしめ假所稿纔に脱し假間
供賢裁假尤も其論説の趣旨愚ら所見と異ふ此
る者或ハ意ハ同しくしと辞の足らざる者等ハ
欄上ハ標記し之を補綴説明以てせし所も有
之候へとも原來各税の利病得亡等を辨論究解
以てし候中々此小冊見の能く益々所不候て

大正十一年

凡故ふ其未だ盡さるる所の如きを革税説に於て詳論いたす處くと奉存候賢覽此上若し御採用相成る様も候もハ早速官員の職制事務章程等の取調ふ相懸り可申心得御坐候然るを今此策を獻し候も所謂遼豚の譬に如く進むる者ハ一向ら奇と一尙ら良として其拙所ハ敢て省るる邊なく候へハ定め一夙ハ高議ハ之れ何る處きをなれとも此税制ハ愚の力を盡して考按仕候所にして自らハ完全無害此ものと信任いたし居候就るハ若し御決意御採用相成候も無似謗方と雖も驚力の及てん限り拮据勉勵仕

り高命を辱えざる心得御坐候然し國税一元の法律を草制し收税區を分置し本寮内外の事務手續を定免候ハ彼此の關係甚く親密なるを以て唯此草稿の中ニ記載候所の一二條のみを御採用相成他件ハ捨措れ候様よろハ本旨徹底仕る首尾不具のもの出来いたす處く然るれと公私の際ふ以みし不便を來し可申と被存候得た願ふ如く此新法御採用相成候とも咄嗟に整備を見候義ハ御請合申し難く其故ハ今より新法を制立致さんハ先づ左の條を詳に研

考仕り然る後其方按を立て候てハ叶い難く
と奉存候へハあり

第一條

新税を興し其法度を創立し候ことを理民に關
係の一大要件にして最も慎を加へざる處ら
ざるものと奉存候然るに此等の制度判任官の
手不成り候もの徃々之れある哉に被存候尤も
天下に布告して國法と相成候まてよハ數閱を
経て取捨裁酌も有之遂に御輔内閣に於て議及
致す處く候へとも其原稿ハ大抵彼に御委せ相

成候姿に御坐候蓋し方今長官ハ百務を攝理致
され候よりして毎件に意を注うるゝの邊なき
を以て終に此習慣を來せるもや又ハ維新の初
め樞要に居れるの人其主職鞅掌あるより他の
細目を綯繆するの閑何らざる故に舊幕の小
吏を便役し此等の事を任し置れたるよりの褻
弊ありや愚之を詳ふせされとも元來税法の如
きは前にも言へる通り頗る理民に關係仕候七
の故中々輕率ハありしごとく然るに或ハ日數を
限りて俄に其法を編し布告相成候ことと有之

此の如き方に向使ひ其企ハ善く候とも速成
ハ堅牢あらば疾走多くハ顛躓するの譬の如く
以て之を魁東ふき事と奉存候此他成法の上
於て處置を致さば廻議とて些細の事まで冗劣
を用ひ候こと御坐候這等ハ名ハ穢を續重ハ扱
ふ如く聞え候へとも却て徒ハ多人の手を要し
空しく時晷を靡流のこりてさしこ益阿りとも
不被存候故ハ若し此新法御採用相成候とも斯
等の事ハ一切廢止し先づ第一ハ國税法なるも
のハ何れの手にて制立し何人より之を執行する

権を得る等明瞭ハ分界を定め候こと肝要と奉
存候將た其立法ハ歐米の制ハ倣ふて或ハ地方
官會議元老院等ハ任せ候を至當とハ奉存候へ
とも其制度未だ全備いたさざる間ハ仮ハ租稅
頭之う草按を作り順序を逐て終り其大成せる
ものより布告ハ相成候も好まふとも奉存候且
一度國法と云りて衆庶ハ遵奉せしめ候上ハ向
使ひ實際ハ於て少く不便之れあり候とも輒
く變換ることとをふさば暫らく忍て相行ひ人民
彌愁苦を訴ふるを見て而後ハ改め候様仕度又

寮頭も之を執行するに被任候なり。租税に關
係の義ハ一切法律に照して專行獨斷相成候程
の權を持て度然り。此等の措置方法を定
め候ハ大切の義ハ自熟考深按の上ありて、容
易に為し能はざる事、御坐候

儀一按あるに租税の制度或ハ判任官の手不
成り候も畢竟ハ其長官の職事兼攝多端より
來し候事と奉存候間此新法御用い相成某く
の部署定り候、之の原稿ハ必し其主權
の長官之を組立候様仕度奉存候

第二條

異邦の人の我國に住めるものハ我一切の法律
を奉せざるものとす。以て港税の外ハ徴收の就直
を致さるゝ候へハ此姿にて永世引續候こと
よし不被存又此姿にてハ將來交易繁昌の見極
めし之なく且行くハ雜居とし許され我國法を
も守らせ候ことお立至る處くさされし今より
設くる所の法律も先づ其時お至りて決して差
支ふき様編制せざる處より殊に租税の如き
ハ古今各國衆民の嫌忌あるところあり難居

を許され租税を課せらるれハ直ニ訴訟の起
 事候ものと見做さるる處うぐは果して左様の
 時ふ至れハ我國法を以て制御致さる勿論も候
 へと固く彼等の腦上ハ所謂自由の權の
 深く深着し阿る故も目今我人民を駕御さる
 う如くあてハよも治るまゝ先つ一例を挙て
 以て之を倍審を以て罪状を決しハピアス、コル
 フス乃法ありて罪状未定の囚人と預る等の事
 ハ税法も於ても大ニ關係阿る所なれハ終り
 是等も摹倣せらるゝも至る處く又納税を怠り

逋脱を謀り一者の財産を措置さる等の事も自
 ら彼の良法を採用せらるゝも至る處く然るれ
 ハ其時お及びと違ふ法制を變へ彼我人民を同
 一の法を以て制せんも至るも我國民之ハ慣れ
 さるるときは其利ハ被らばし却て不便を引越
 さる故も凡そ今より税法を立つるよハ先づ
 初年ハ斯くあて處く次年ハ斯様十年の後ハ斯
 くあて二十年の後ハ完全を期を全し杯素見
 通ハ制を抄取らざるもの故時々詳ニ後來を
 應機ハ制を附加増減さるるとも
 圖りて成るをけ閑良は赴くの見込を以て着手

せざるを得されは是れ亦容易の事なりとあるに
と奉存候

第三條

枚税區を立つる事及び右に備ふ處に官吏を選
ふことハ最も難し且此區を立つるに石高に準
ずる處さや人口に隨ふ處さやハ實際所務の景况
を豫先圖り候上あつてハ確と定むること尠東
なく又ち一旦立ちたる上屢く改正候も甚た不
體裁あり且人氣に響くこと少なきに於て
く將と其都度く失費も多く候へば先づ之を

立つる前より及復詳細に圖らば候ては叶ひ申

を以其立方よりてハ空しく費用の然る故

此草按おも其方法二通り相立ち申候然し全
く備具せるものと御請合は仕り難く候仍り

此立區の事のみ御採用に相成り他の手續等後
に御布令相成り候様よりハ四支なき軀幹の用
を爲さるる如くあれハ必ず一切の手續法

則等完全の上御發行有之度且稅官を置き候よ
其長たる者ハ堪任の人あつてハ叶はば其れに
ハ小給にて使ひ候こともあるまじけれハ卑く

も六等官以上の給料を與へざるを得ぬやうに
と考へ申候將に此官吏の選任陟黜ハ租税頭の
権限中ニ置く處きものあや若し他所より命せ
らるるときハ知る所を挙る能もざるを以て其
能否を見ること難く又租税頭之を選命するを
得るときハ先づ地方に於て民間の事情を詳し
せるものを挙くるにあつされし其任に堪ふ處
うゝと奉存候然れとも租税頭の坐あうふ
し之を擢拔あることも亦難かる處一好し
此兩難事ハ先づあきものとあるも此官吏の政

府と人民との間ニ立て奸曲を行はざる時古來
租税を掌するもの注々此弊有りされし
や米國ありとよてハ保償證書を納むるの法あり
租税頭ハ直に其事務を差止むる等の權なく
てハ叶ふぬ事と奉存候借此官吏の奸曲を防ぐ
るためニ米國の制の如く別に課税官を置き其
上ニ監税法官等を置くときハ能く之を防ぐ處
きあるとも此うたぬに莫大の入費を要する様
みとくハ折角の新法も詮あきことよ御坐候屬免
を初め自ら種々の差響も少あらざる又各
區の租税係りて直に差支を生ずるもの有

之候其れを逋脱を謀り納税を怠り候もの^を所
置あること^は御坐候蓋し果し^て此等の事あり
て其不納税を償ふ^にむる^にた^りた^りた^り彼の財産を
没抄せん^とあるも此推^し盡く租税頭の職權中
に^は置き難^うる^に盡く然り^とて各區税官^の手^に
委^せて^おく^に不相^成好^し之を委^せつ^るあ^らせ^し
其財産を封護あるもの無^てハ叶^はず^に將^て税務
上^に関^与する事故生^ずる時^に税官一^々之^を擔當
あるの^に違^はり^しう^故に其時^を別^に之^れの處
分^をある^の官吏^を遣^らさ^るを得^に
出張裁判所
ある地^に此

^{此限^り}然^れ此立區置官^は先^立て豫^め司法
省縣廳等^と打^合せ^現今^行する^に法律^と照^し
合^せ之^を裁^處する^の手續^を定^める^に盡^す
又米國^の法^は倣^ふ何百圓^{以下}を^税官^の手^に
て没抄^處置^{する}に^つて^の法^を立^つる^に盡^す
シ^エリ^テ其他^之に^関係^{する}官吏^等を^も設^け置
さ^るを得^に依^つて^は一切^本寮^{より}之^の手^筈
を^定め^置く^様仕^りた^く然^りあ^らず^に是^等を^縣官
法官^とに^是迄^心得^{あり}事^も不^被存^候
ハ^此立^區置^官の^手初^をある^を容易^に事^は也

御坐さりて従來の如く放置之れあり候とハ
數千の居諸を経候とも修好の期あるよしと
あれと早晚御着手は相成候こと可然と乍憚奉
存候然し右の箇條ハ及以復行も熟考の上なら
てハ施行仕うこと奉存候

第四條

收税區を立て税官を置候上ハ先づ第一ハ税金
出納の手續を定免さる處より此を姑らく米
國の制に倣ふを善しとあるを歎借彼の邦にて
ハ收税官の手は在る税金と出張出納所或ハ銀

行にて官金預所を命じられざる者ハ託し置手
是より大藏省に納むるを法とあれとも我邦を

此出張所あれとも僅々の數よりして中々引取り

申す税金の收額に鮮なき故に素より又銀行

に託せんとも現今の數よりても足すこと好

し之を足るとすとも此諸銀行を果して斯大金

を託する程の確實なるもの信しうこと然れ

し先づ之を府縣廳に託するを便と見及き歎然

し國稅府縣稅及び大政府府縣等の費金相分れ

候上も府縣に託するも却て煩冗の手續とある

存一又之れを税官廳に貯へ置くとき第一盜
 賊の患も心せざる處うに後令ひ此患をあき
 ものとあるも大金を一税官の手に任し置く
 心もにあしこれ此件を收税區を立て國縣稅
 を分つはあさりての一大難事と被存候依て此
 官吏を置くも最も慎て其人を選まざる處うを
 米國の法に倣ふて此税金を預かる收税官に
 保償證書を出し請人を立てしむるを良策な
 る處けれど是迄官員の任免はさる定まり
 もなく十日工の如くに使役しゆふの風行
 れる推ふは此請人又此税金を一時に收集し
 立候るの事あるすし
 て直ニ大藏省に納めし免人とされも直税と

去來知るは間税の中々速に集るものとも覺へ
 且保稅庫を立候るは主意にも違ふ故に是亦
 容易なる爲に難しと奉存候因て考ふるに此れ
 各稅官等に米國の如くガスカルシングエゼン
 トの職をも兼帶せし欠大政府の費途に屬する
 ものよて各地方に於て費消を屬する金たある之
 を要する諸省と本省と打合せの上前以て何程
 の金額を何省の入費のた欠右税金の中より某
 官某に引渡す處しとの指令をふして税金の集
 り次第幾何うを引渡す手續を立て後日帳簿の

上より差引を爲して税金を久しく税官の手
 留の置さるの一策ともある處に歎然りあるも
 地方よりして他省より毫も請求あり所もあ
 る處あれば之を以て盡く其患を去る處一とも
 あり難くあれ、最も細思熟考を要し候就てハ
 愚考も數項有之候間若し本文の制御採用し候
 とも某れく手續を草し可奉供賢覽候然し此等
 の義務沼國の一大要務ニ候条咄嗟に之を整頓仕
 り難く將て此出納の事より自てハ獨り地方の
 事より本寮中の帳簿記載法も確實にして簡便

ある仕方は改めざるを得し又地方及び本寮
 へ相用ひ候用紙の雛形等も本省中より之を製
 する所を置られ初め程等逐之を地方より送與
 候様仕度く何れも免れ是等一切細密の思
 考を要し候事ゆゑ何分一時より急調ひ難くな
 存候

右ニ條列仕候所を新税法の制立し最も關係あ
 るもの、大畧に申坐候依て若し拙策は採用相
 成候とも施行の順序より運びよむ早くと
 一二年ハ相掛りて中畢竟現行の諸税を思

見よてハ學理上よりハ實地上よりハ障害多端
と奉存候^レ先^ハ他税と免^ハあれ改正地租の
如き也 聖上の御勅諭よりたるものふれ
縦令ひ今如何なる良法ありとも輕卒^ニ改變せ
んハ餘り國體よ^ク拘り候事故先^ハ三四年ハ勒
行致さ^レ候^レ叶間敷^ハあれ^レ拙^業の^レときハ將
来改革の節^ニ至り御採用相成^ハ可然^ク奉存
候^レあり^も今より着手せ^らる時^ニ其機會を
失ふ^ハ恐れあるを^も懇^ク改正の事^ニ立候^レ次
第^ニ御坐候又前條中^ニ申述候如^ク拙策^の中

一二を抄^りて御採用相成候^レと甚^ク不都合
を生^じる^ハ爲^す譬^如分限税家税等^のを^も御採用^し
て地租^と是迄^の通御立指相成候^レときハ税課甚
と苛重^とあり人民遂^ニ堪^ふところ^ハ又收税區
を立^られ候^ハ一切^の手續^も隨^て改^められ^て
忽ち所^々に支障を生^じる^ハ奉存候間若^し
新法御施行と御決意相成候^レ先^ハ四五年の
後^と期^し完備の上始^て御發行相成候事^と御心
組有^ら度思^はれ亦素^{より}其覺期^を決^して熱意
速成^を欲^し候事^と無御坐候也



大
痛
省